

キャリア形成応援情報発信事業仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「キャリア形成応援情報発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 委託業務の名称

キャリア形成応援情報発信事業

2 事業の趣旨及び目的

本県の人口は転出超過が続いており、特に18歳から20歳代においてその傾向が顕著となっている。その要因の一つとして県内企業の認知度が低いことが挙げられ、若年層で県内企業を全く知らない割合は35.8%にのぼる。県内大学生も5割以上が「多様で柔軟な働き方」や「福島の子業の魅力の情報発信」の取組が不足していると感じており、県内での働き方や就職をイメージできていない状況にある。

一方、企業にとっては人口減少・少子高齢化の影響による慢性的な労働力不足に苦慮しており、生産力の向上及び地域経済の活性化のためには優秀な人材確保、定着が課題となっている。

このため本事業においては、若年層をターゲットとして県中地域を支える企業の魅力や認知度向上に資する情報発信を行うとともに、地元でのキャリア形成をイメージできるような情報発信を行う。本事業実施により、県中管内企業への関心を喚起するとともに県中地域でのキャリア形成に対する意識を醸成し、新規高卒者の地元就職促進、大学進学後のU I Jターン就職促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託内容

(1) 県中地域でのキャリア形成意識醸成に資する情報発信（キャリア情報発信）

- ア 対 象：10代後半から20代の若年層を主なターゲットとすること。福島県内在住者だけでなく、県外に進学・就職した若年層にも訴求するものであること。
- イ 形 式：動画（映像）とすること。長さ、内容、表現については、視聴意欲等を勘案して協議・決定する。なお、静止画（画像）やアニメーションと組み合わせても良いものとする。
- ウ 内 容：県中管内12市町村（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）でのキャリア形成や就職を想像できる内容を含めること。
- エ 制作本数：2種類以上制作すること。
- オ 情報発信：作成した動画について、SNS掲載及び情報発信を行うこと。また、若年層向けに広告・広報を行うこと。

(2) 学生等と連携した情報発信（企業情報発信）

- ア 取材対象：県中管内に本社又は拠点有する事業所。県中管内12市町村のうち4市町村以上の事業所を対象とすること。
- イ 参加者：取材対象事業所の若手社員及び県中管内に所在する高等学校又は大学等に通学又は県中管内出身若しくは在住する学生。
- ウ 意見交換等：企業の事業内容及び就業環境等を学生が直接聴取し意見交換や質疑応答する機会や、見学・体験をする機会を設定し運営すること。
- エ 情報発信：事業所や地域の魅力について、意見交換等の内容も踏まえてSNS掲載用の映像又は画像及び原稿を作成すること。社員の姿が少なくとも1名以上映るようにすること。

(3) 業務内容

- ア 県中地域でのキャリア形成意識醸成に資する情報発信に係る業務
 - (ア) 内容の決定にあたっては県と事前協議を行うこと。なお、県中地域でのキャリア応援ハンドブック（令和7年度作成）の内容を参考に作成しても良い。
 - (イ) 映像内にはBGM・音響を効果的に入れること。また、内容の理解を促進するため、字幕を入れること。
 - (ウ) 制作した映像に付随する説明文章を作成すること。なお、この文章は映像公開の際にあわせて掲載する。また、サムネイルデータを作成すること。
 - (エ) 個別の企業や事業所等に係る情報を映像内に含める場合など、企業等との連絡調整が必要な場合は、その手続きを行うこと。
 - (オ) 作成した原稿はjpeg、mp4等により県に提供し、公式SNSに投稿することとする。なお、使用した画像データを含むデータの一切は県の帰属とし、パンフレット印刷等利用などの二次利用を認めること。
 - (カ) YouTubeやInstagram等における広告を行い、その閲覧数や属性などを踏まえて効果の分析を行うこと。また、制作した映像の効果的な活用について提案等を行うこと。
- イ 学生等と連携した情報発信に係る業務
 - (ア) 意見交換・見学・取材等に参加する学生等を募集し、学生等の参加に必要な費用（旅費、消耗品費等）を負担すること。なお、学生等の募集に当たっては、県と協議のうえ実施すること。
 - (イ) 取材対象となる企業の中から、取材交渉を行い、日程調整等を行うこと。なお、企業の選定に当たっては、県と協議のうえ実施すること。
 - (ウ) 映像や原稿等の作成や校正に当たり、対象事業所の若手社員及び参加学生と連携し、その意見等を踏まえること。外部講師による支援を行う場合には、その費用をあわせて負担すること。
 - (エ) 作成した原稿はjpeg、mp4等により県に提供し、Instagramに投稿することとする。使用した画像データを含むデータの一切は県の帰属とし、パンフレット印刷等利用などの二次利用を認めること。

ウ 共通事項

情報発信に際して、県中地方振興局の Instagram 及び YouTube のアカウントを直接使用することが必要となる場合は、事前に県と協議し許可を得るとともに、県の規定に則り適切に管理・運営すること。なお、アカウント名やパスワードは変更せず、許可なく過去に投稿された画像等の削除や転用を行わないこと。

エ その他業務の目的の達成に資する工夫等

上記ア～ウ以外で、県中地域でのキャリア形成や県中管内企業の認知度向上に寄与する工夫や取組がある場合には提案すること。

委託料には、委託事業の適切な実施に係る一切の経費を含むものとする。

(4) 全体スケジュール

契約締結後～	キャリア情報発信の内容協議・決定 企業情報発信の連携学生等決定、取材先決定
8～9月	企業情報発信の取材実施
9月以降	SNSを活用した情報発信
1月中旬	効果の分析

5 実施体制

受託事業者において、本事業全体の進行管理を行う総括責任者を1名定め、本事業に関する事業運営や県との調整や報告について、責任をもって対応すること。

6 成果品

- (1) 本事業で収集・制作した映像・画像や文章コンテンツ等のデータ (YouTube や Instagram 等で配信可能な形式とし、コピーガード処理を行わないものとする。)
※必要に応じて撮影の許諾を得ること。
- (2) 動画内容の概要版資料
- (3) 業務実績報告書
- (4) その他県が必要と認める書類

7 提出書類

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
委託業務着手届 (県指定様式)、実施工程表 (任意様式)
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
委託業務完了届 (県指定様式)
- (3) その他
県が業務の確認に必要と認める書類

8 契約に関する条件等

(1) 無料サービスの原則

本事業を行う際、参加企業及び参加者等から名称の如何に関わらず、手数料若しくはこれに類する費用の徴収は禁止する。

(2) 再委託の禁止

本事業の全部又は一部であっても県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時確保すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、県に報告すること。なお、県は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (5) 受託者は、職業安定法等の諸法令を遵守すること。
- (6) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）を遵守しなければならない。
- (7) 個人情報取扱特記事項に基づき本業務を実施し、事業が終了した際には、取り扱った個人情報の県への返還、もしくは個人情報を消去又は廃棄し、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けること。

10 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。なお、映像等において著名人等を使用する場合には、二次利用や後年利用に際して著作権料等が後年度発生しないよう留意すること。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (4) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (5) 本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。